

会 議 録

会 議 名	令和元年度第1回野田市障がい者基本計画推進協議会
議題及び議題毎の公開又は非公開の別	議題 1 会長及び副会長の選出について【公開】 2 「(仮称)野田市手話言語条例」の制定について及び「(仮称)野田市障がいのある人とない人との円滑な意思疎通を推進する条例」の制定について(諮問)【公開】 3 第2次野田市障がい者基本計画(改訂版)に基づく取組の進捗状況について【公開】 4 第5期野田市障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の進捗状況について【公開】
日 時	令和元年8月28日(水) 午後1時15分から午後3時40分まで
場 所	野田市役所高層棟8階大会議室
出席委員	会 長 渡辺 隆 委 員 池田 実代 委 員 上木 昭 委 員 加藤 満子 委 員 熊沢 英也 委 員 逆井 一 委 員 鈴木 良造 委 員 清本 健二郎 委 員 小林 修 委 員 野口 美智子 委 員 新井 嘉代子 委 員 松浦 雅子 委 員 松本 良二 委 員 山本 由紀子 委 員 高峰 啓三 委 員 野村 祐一 委 員 岩井 重子 委 員 名代 千代子
欠席委員	副会長 谷口 勲
事務局等	鈴木 有(市長)、直井 誠(保健福祉部長)、池田 文彦(企画調整課長補佐)、荒井 幸則(広報広聴課長)、富山 勝之(総務部次長兼人事課長)、松本 正明(営繕課長)、大塚 盛也(市民生活部次長兼市民生活課長)、森下 元博(防災安全課長)、宇田川 克巳(自然経済推進部次長兼商工観光課長)、中村 正則(みどりと水のまちづくり課長)、小川原 一浩(管理課長補佐)、飯塚 等(都市整備課長)、秋谷 健二(愛宕駅周辺地区市街地整備事務所長)、富山 芳則(保健福祉部次長兼生活支援課長)、大月 聡(高齢者支援課長)、中代 英夫(保健センター長)、池田 亜由美(子ども支援室長)、藤井 秀樹(こぶし園長)、小林 利行(児童家庭課長)、鈴木和則(保育課長)、戸邊 卓哉(人権・男女共同参画推進課長)、花嶋 智史(選挙管理委員会事務局主任主事)、戸塚 進(教育総務課長)、川野 尚武(生涯学習課長)、山田 桂一(指

	導課長)、小林 智彦(障がい者支援課長)、伊原 誠宏(障がい者支援課長補佐兼計画係長)、佐田 徹(障がい者支援課障がい者福祉係長)、齋藤 剛(障がい者支援課相談支援係長)、桑折 菜摘(障がい者支援課計画係主任主事)、小島 繁樹(障がい者支援課計画係主任主事)、森本 晃司(障がい者支援課計画係主任主事)
傍 聴 者	3名
議 事	令和元年度第1回野田市障がい者基本計画推進協議会の会議結果(概要)は、次のとおりである。
障がい者支援課長補佐 鈴木市長 障がい者支援課長補佐 障がい者支援課長補佐 障がい者支援課長補佐 障がい者支援課長補佐 仮議長 加藤委員 仮議長 仮議長 加藤委員 仮議長	<p>【開会】 事務局から資料の確認を行う。以下、司会進行を務め、会議の公表及び傍聴人が3名であることを報告する。</p> <p>【市長挨拶】 改選後初めての協議会のため委員の自己紹介を実施する。 (以下、委員自己紹介)</p> <p>事務局については、本日の協議会で計画の進捗状況が議題のため、協議会設置条例第7条の規定に基づき、施策の担当職員の出席を報告する。</p> <p>【議題1 会長及び副会長の選出について】 委員定数19名のところ18名の出席のため、協議会設置条例第6条第2項の規定により、本協議会の成立していることを報告する。 改選後初めての協議会のため、会長選出まで市長が仮議長を務める。 会長の選出については、協議会設置条例第5条第2項の規定により、委員の互選によるが、会長の選出方法について諮る。 指名推薦はいかがか。 指名推薦という意見があったが、異議はないか。 =異議無し=</p> <p>それでは選出方法は指名推薦とする。推薦をお願いする。 会長は社会福祉協議会会長が担ってきたという経緯があるので、引き続き、渡辺委員でいかがか。 ほかに推薦がないので、会長を渡辺委員で決定することに異議はないか。 =異議無し=</p>

仮議長	それでは、渡辺委員が会長に決定したので、これをもって仮議長の任を降りる。
渡辺会長	【会長挨拶】
障がい者支援課長 補佐	これからの議事は協議会設置条例第6条第1項の規定により会長が議長となるため、渡辺会長に議長をお願いする。
渡辺会長	副会長の選出については、協議会設置条例第5条第2項の規定により委員の互選によるが、その方法について諮る。
鈴木委員	指名推薦はいかがか。
渡辺会長	指名推薦との意見があったが異議はないか。
	= 異議無し =
渡辺会長 鈴木委員	異議がないため、指名推薦により選出する。推薦を願う。 副会長職は医師会の代表の方が担ってきた経緯があることから引き続き、谷口勲委員を推薦する。なお、本日は欠席と伺っていたため、本人には推薦の承諾を得ている。
渡辺会長	副会長に谷口委員を推薦する発言がありましたが、異議はないか。
	= 異議無し =
渡辺会長	谷口委員を副会長に決定する。谷口副会長には事務局から連絡を願う。
	【議題2（仮称）野田市手話言語条例の制定について及び（仮称）野田市障がいのある人とない人との円滑な意思疎通を推進する条例の制定について（諮問）】
渡辺会長	議題2の（仮称）野田市手話言語条例の制定について及び（仮称）野田市障がいのある人とない人との円滑な意思疎通を推進する条例の制定について、これより市長から諮問を受ける。
鈴木市長	= 諮問書朗読 =
渡辺会長	（仮称）野田市手話言語条例（以下「手話言語条例」という。）の制定について及び（仮称）野田市障がいのある人とない人との円滑な意思疎通を推進する条例（以下「意思疎通を推進する条例」という。）の制定について、市長から諮問を受けた。事務局は委員に諮問書の写しを配付願う。
障がい者支援課長 補佐	ここで公務のため市長は退席する。
渡辺会長	事務局から本件について、説明を願う。

障がい者支援課長	＝資料に沿って説明＝
渡辺会長	<p>なお、この件について、熊沢委員から発言を求められたため、これを許可した。</p>
熊沢委員 (手話通訳による)	<p>手話言語条例について話があったが手話と日本語は異なるものである。手や指、身振りや表情を使って手話は表現する。一方で、私たちは言葉による情報はない。実際、手話があれば情報が入るが本当に少ない。</p> <p>長い歴史の中で手話は言語としては認められなかった。手話は禁止されていた。一般の方は手話で話しているところを見る。嫌な思いをし、差別だと感じたこともある。</p> <p>情報が入らないというのはとても不安である。その中で、私たちは生活してきた。国連の障害者権利条約や障害者基本法でも手話は言語であると明記されているが、市民の方には理解してもらえていないのが現状である。</p> <p>手話は、分からない人が多いと思う。分かる人はごくわずかだが、日本語と手話は違うものとして理解してほしい。</p> <p>また、手話は意思疎通支援の方法でもある。市民の方にも理解してもらい手話が広がることで、地域の近隣の方と手話でのコミュニケーションができたと思う。</p> <p>職場でも、市役所、警察署、病院などでも手話を通じたら私たちの不安が拭える。皆さんにもいい手話を学んでもらい、コミュニケーションが取れるようになればいいと思う。</p> <p>手話はそういう意味でも私たちの命です。言葉は命です。市民の方誰もが私たちの言葉である手話を理解してほしいと思う。条例が成立したら、私たちはより一層素晴らしい生活ができると思う。</p>
渡辺会長 岩井委員	<p>ただ今の説明及び発言について何か質問はあるか。</p> <p>聴覚障がいの問題が取り上げられているが、私たち視覚障がい者の中では、視覚障がいと聴覚障がい又はそれらの重複障がいの意思の伝達方法が問題となっており、いろいろな研究者や団体が研究やセミナーを行っている。もし、私たちに聴覚に障がいが出た時や聴覚障がいのある方に視覚障がいが出た際の意思の伝達方法を盛り込んだ計画案が必要ではないか。</p>
障がい者支援課長	<p>今回の手話言語条例については、手話は言語であるということを守る条例である。</p> <p>もう一つの重複障がいの手話以外の意思伝達方法の質問については、資料の3ページで障がい特性や個性を尊重し、コミュニケーション手段を定義し、4ページにおいて、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の施策の推進に触れている。これは手話だけでなく、例えば、点字、音訳、又はコミュニケーション支援ボード等の補完器具全てを含めたものである。</p> <p>岩井委員の意見については、こちらの意思疎通を推進する条例の中で施策を推進したいと考えている。</p>

加藤委員	<p>手話言語条例と1年遅れてしまうが、意思疎通を推進する条例の制定については、是非お願いしたい気持ちである。</p>
障がい者支援課長	<p>その中で細かい用語の定義を確認したい。3ページの障がいの定義でせつかく発達障がいと明記するのであれば、カードやパンフレットなど発達障がいの特性にとっても有効な意思疎通支援手段も明文化してほしい。</p>
清本委員	<p>まず、定義に関し発達障がいの方のためのカードやコミュニケーション支援ボードといった意思伝達手段についても、今後、委員の意見を伺いながら取り入れることを考えたい。</p>
障がい者支援課長	<p>また、タブレットなどの障がいに対するICTやIOTを含めたいろいろな方法、昨年度に策定した市の第3次野田市障がい者基本計画における音声コードなど新たな手段を含めて追加していきたい。</p>
清本委員	<p>手話というのは外国の方が野田市で生活する場合に、外国の手話というものがあるのかどうか分からないので教えてほしい。</p>
障がい者支援課長	<p>間違っていれば、熊沢委員から指摘願いたい。手話については、日本の手話となり、外国の手話とは別のものになる。</p>
熊沢委員（手話通訳による）	<p>手話そもそもの成り立ちが動作やかっこうに由来する。例えば、日本の「名前」という手話は名札から作られている。</p>
熊沢委員（手話通訳による）	<p>それと、日本の手話についても、地域によって日本語と同様に方言があり、地域によっては通じないという手話もある。統一手話として、手話辞典に約8,000語、更にこの10年で2,000語以上が手話として生まれており、現在、おそらく10,000語以上の手話が使用されている。特に最近だと令和という手話が新しくできた。また、パラリンピックが開催されるので、スポーツに関する手話もできている。</p>
熊沢委員（手話通訳による）	<p>少なくとも日本の手話と日本以外の手話は別のものになる。ただし、日本の手話についても、指文字などの一部については外国と共通するものもある。</p> <p>手話は日本の言葉、皆さんが使用する日本語の手話になるが、日本語の文法と手話の文法に違いがある。手話は言語と言うが、日本の手話と外国の手話には違いがあり、それぞれ各国の手話がある。そして、日本の地方ごとに手話にも違いがある。</p> <p>それぞれに違いはあるが、我々は身振りで通じ合える部分もあるので外国でも大丈夫な場合もある。健聴者の言葉での意思疎通と変わらない。ろう者の場合は聞こえないため、身振りで意思疎通になる。</p>
鈴木委員	<p>資料3ページの意思疎通支援を推進する条例に、3障がいの全ての障がい特性に応じたコミュニケーション手段を定義するとある。</p> <p>障がいのある方の相談を数十年受けているが、コミュニケーションを取れないと悩んでいる方がたくさんいる。そもそも、自分の意思が伝えられない、相談することができないなどの理</p>

障がい者支援課長	<p>由により相談の場がない方がいる。そのような方に対する対応を盛り込んでもらえないか。</p> <p>自閉症や精神疾患のためにコミュニケーションに困難を抱えて相談につながっていないという問題かと思う。その問題については、手段というよりも相談につなげることが第一歩となる。その様な方をどのように相談に結び付けることができるか昨年度策定した第3次野田市障がい者基本計画に基づき施策を推進したい。</p> <p>意思疎通を推進する条例については、これからも増えるであろう意思疎通を支援する手段、例えば、カードやヒアリンググループなどを必要な方が利用できる環境を整備することを目的としている。</p>
鈴木委員	<p>鈴木委員の言う意思疎通ができない方への対応については、障がい者の福祉サービスの中で進めていきたい。</p> <p>もう一つよろしいか。相談を受ける中で、施設の中で起こる問題、例えば、職員の対応や質といったことで相談を受けても、解決のために事業所に話を持っていけば対応してもらえるのか、市に相談すれば全て解決するのかが不明瞭だと思う。相談を受けても解決できず歯がゆい気持ちとなる。いったいどこに話を持っていくべきなのか。</p>
障がい者支援課長	<p>そのような話は相談支援係でも対応している。当然、市としては、事業所が利用する方にとって利用しやすい支援をきちんとできているか確認が必要である。それができて初めて、事業所に給付費が支給されるものと考えている。</p> <p>相談支援係のケースワーカーにしても、相談があれば必ず現場に行くようにしている。ただ、実際一回現場に行くと、全てが解決できているわけではない。そのため、何回も現場に行き、市がきちんと見ているという状況の中で、コミュニケーションを図る。もし、対応に苦慮する事業所があれば、経験のある事業所を紹介したりもする。</p> <p>また、来年度以降は、基幹相談支援センターの設置を予定している。そこから、いろいろな地域の資源を結び付けるようなことを行いたい。その中で、支援の質を上げることが必要であることから、我々もその努力をしていくので、御協力願いたい。</p>
渡辺会長	<p>【議題3 第2次野田市障がい者基本計画（改訂版）に基づく取組の進捗状況について】</p> <p>次に第2次野田市障がい者基本計画改訂版に基づく取組の進捗状況について事務局から説明を願う。</p>
障がい者支援課長	<p>＝資料に沿って説明＝</p>
渡辺会長 上木委員	<p>ただ今の説明について何か質問はあるか。</p> <p>資料1-1、通し番号119番の視覚障がい者用信号機等の設置の取組について、視覚障がい者用信号機の要望はありません</p>

でしたとあるが、以前から警察を通じて清水公園東口駅前ロータリーに信号の設置を依頼している。

愛宕駅についても、ロータリーなどを整備し、駅舎もできていくわけだから、そういう場所には、視覚障がい者用信号機を設置してほしい。

ほかにも前から視覚障がい者協会の会員が市に視覚障がい者用信号機の設置を要望している待ち時間が長い場所もある。協会会員から会長からも要望してくれと相談を受けたため、平成 29 年度から平成 30 年度にかけて何回も要望した。

市に話をし、当時は警察にも要望として挙げてもらったのだと思うが、一回やって駄目だったからと要望しなくなるのではなく、翌年も同じように要望してほしい。

我々の中には信号がいつ青になったかも分からない方もいる。本当に困っている方もいる。そういう方のいる場所や駅の近辺については、当然、視覚障がい者用信号機を設置してほしいと思う。だから、要望については、立ち消えにするのではなく話がある度に追加して行ってほしいと思う。

それともう一点、46 頁の通し番号 127 番及び 128 番について、私たちは市役所の会議に出席するため、ガイドヘルパーの派遣を社会福祉協議会にお願いしている。平成 30 年度からガイドヘルパーの利用時間を月 50 時間に引き上げてもらった。普通の生活を営める規模になって大変有り難かったが、それと並行して制限が付けられた。

以前は市の行事については、市がガイドヘルパーを手配してくれた。それが平成 30 年度からガイドヘルパーについては、自分たちで依頼する形になり、福祉のまちづくりパトロールとか、釣り大会とか、おひさまといっしょになどは自分たちでガイドヘルパーを依頼し、それ自体は構わないのだが、お金も自分で負担している。

視覚障がいについては、ガイドヘルパーの研修会や講習について社会福祉協議会が実施しているが、そのようにしているのは、近隣だと野田市と我孫子市だけだと思う。柏市は 20 以上の同行援護事業所が存在し、事業所が一つではない。野田市はたまたま社会福祉協議会しかなく、そこで講習会をして一生懸命ガイドヘルパーを養成する形だけれども、ほかにも同行援護事業所を増やしたり、市で予算的な措置をして事業への支援をしてほしいと思う。

聴覚障がい者の方と比べると、視覚障がい者のための事業が全部消えてしまって何も残ってないと感じる。私たちも福祉パトロールなどに本当になかなか条件厳しい中でも必ず参加して、役に立ちたいと思って取り組んでいる。多くを望むわけではないが、そういう時に本当に一つでもいいから、市でガイドヘルパーを派遣するとか、何か視覚障がい者のために市が事業をしているのを示してほしい。

市民生活課長	<p>視覚障がい者用信号機の件について、表記の仕方に不備がありました。要望も頂いているので、またいろいろな機会を通じて、障がい者支援課とも協議しながら、対応を整理したい。</p>
障がい者支援課長	<p>要望があった件については、市から野田警察署に毎年一回信号機について要望しているの、その中でもう一度整理して要望していきたい。</p>
上木委員	<p>ガイドヘルパーの件ですが、野田市では平成 29 年度まで利用時間は月 20 時間と短いものだったが、その後、事業見直しを実施し利用時間を月 50 時間に変更した。</p> <p>この事業は、同行援護という障害福祉サービスの一つである。事業者について先ほど上木委員から指摘があったが、野田市には同行援護事業所は三つあるものの実際に事業実施しているのは社会福祉協議会の 1 か所である。</p> <p>障害福祉サービスの一つの事業としての同行援護であることから、市が直接講習会を開くといったことではなく、今までどおり社会福祉協議会が実施するガイドヘルパーの養成講座について、まめバスへの掲示協力などのバックアップをしていきたい。</p> <p>他の事業所を増やしてほしいという件については、民間の各事業所がどこまでしたいかという話になると思われるので、なかなか市としてやりますという状況ではない。</p> <p>また、福祉のまちづくりパトロール等には御協力いただきありがとうございます。市の行事についてのガイドヘルパー派遣は、あくまで同行援護を利用するという障害福祉サービスになるので、基本的には各自契約の中で利用してもらう形となる。それに対して、市が援助できる部分としては、例えば、手続の補助、あるいは同行援護者について人数に限りがあるため早期に予約を入れるといった支援の方法を考えていきたい。</p> <p>先日、実はオリンピックの開催に向け千葉県で 1 か所新しい音声信号機を設置するから希望のある市は出しなさいという話があった。しかし、オリンピックに向けてであることから幕張とかの方がいいのかなと思って、要望しなかったということがあった。千葉県でもオリンピックに向けてではあるが、そういうことを何か考えているわけで、市でもこれから検討してもらいたいと思うので、県でそのような計画の要望があることを考慮に入れてほしい。</p> <p>聴覚障がい者の方には色々されているけれども、視覚障がい者については、全くそういうものが何もないので、何かやっぱりそういうふうにやってほしいと思う。そのような支援の一つとして、聴覚障がい者に向けた支援の養成講座について、補助しているようですし、視覚障がい者にも同様に社会福祉協議会などにそういう支援として、金額の多寡は問わず金銭的な援助があってもいいのではないか。そうしてもらえれば、何らかの形で私たちのもとにも便益が返ってくる。そういう風につなが</p>

障がい者支援課長	<p>っていけばいいと思う。</p> <p>同行援護については市の事業でも、委託しているわけでもない。社会福祉協議会が障害福祉サービス事業の一つとして事業登録を行い独自に実施しているものですから、市の事業とは全く関係ない。</p> <p>手話奉仕員の養成講座は、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業として市が実施しているもので、障害福祉サービスではない。</p> <p>また、市は特に障がい種別によって何かを区別したり、上位を持ったりということは一切しない。普段の生活の中で障壁がある障がいに関しては全て同じように支援していきたいと考える。</p> <p>社会福祉協議会が独自にガイドヘルパーの養成講座を開催するが、市もバックアップは行うので、決して、聴覚偏重、視覚障がい者の方に何もしていないということではない。</p>
上木委員	<p>繰り返しになるが、市の盲人ガイドヘルパー派遣事業は、平成 30 年度で事業が終了しており、私たちに向けた事業がなくなっている。そういう現実がある。国の制度だからと言ったことではなく、今まであった支援がなくなってしまったことを言っている。</p>
障がい者支援課長	<p>確かに市の盲人ガイドヘルパー派遣事業は平成 30 年度で終了している。当時、説明したと思うが、同行援護の利用時間が 20 時間しかなく、非常に生活に不便であるといった状況かつ、限られた人数、事業所しかない中で、より多くの方に利用していただけるように利用時間を 50 時間まで増加させた。その中で市の盲人ガイドヘルパー派遣事業は終了したが、できるだけこの支援を実施しており、全てを終了したわけではない。必要なものを考えながら施策を推進しており、決して、視覚障がい者の方のための施策を全て削るということは考えていない。</p>
鈴木委員	<p>通し番号 13 番のあおい空について、日中一時支援及び短期入所を実施したとあるが、この中に医療行為が必要な重症心身障がい児者は含まれているのか尋ねたい。</p>
障がい者支援課長	<p>あおい空では、医療的ケアが必要な方への日中一時支援と短期入所は現在行っていない。市としても非常に切実な問題だと考えており、地域生活支援拠点事業の中でも、緊急短期入所を整備するという話をしたが、医療的ケアがあると利用できないという状況下で、早急に対応しなくてはいけない部分だと認識している。</p> <p>あおい空において、現在は 4 名の医療的ケアが必要な障がい者が通所している。</p> <p>今年度、あおい空の生活介護利用者のうち 1 名を除いた全ての保護者に、現状と今後の要望を聴かせていただいた。医療的ケアが必要な障がい児者があおい空で短期入所を使うとしたら、介護職でもかくたん吸引等研修はあるが、やはり安心して</p>

	<p>事業実施するためには、看護師の確保が必要であると考えているが、募集してもなかなか確保できない状況である。</p> <p>既に御存知の方もいると思うが、地域包括ケア病棟を野田病院を始め市内の3院が開設した。その中で、先日、野田市医師会の会長である野田病院の金本先生と医療的ケアのある方がレスパイトを含め緊急的に地域包括ケア病棟を利用できないか御相談させていただいた。金本先生からは、地域で支え合うためには他職種の連携が必要であることから、安心して生活できる仕組みは絶対必要である。地域包括ケア病棟の医療機関として当然受け入れなくてはいけないし、是非受け入れたいし、そういう体制を作ってほしい。また、医師会としても協力していく用意もあるし、地域で支えるには、それぞれの得意分野で医療は医療、福祉は福祉で連携して支えるような仕組みをすぐ作っていきましょうとの言葉を頂いた。</p> <p>市としては、早急に関係機関が集まって連携することができる協議の場を設置したいと考えている。船形にできる地域生活支援拠点の基幹相談支援センターと併せて、医療的ケアが必要となる障がい児者について、実際に医療と連携していく。</p> <p>また、先ほど介護職でもかくたん吸引ができるかくたん吸引等研修について市内でも修了者があまりおらず、修了者も特定の人だけに対応できる3号の方だった。やはり不特定多数に医療的ケアを実施できる方が非常に少ないため、今年度市で、かくたん吸引等研修を実施する。</p> <p>あおい空での医療的ケアについては、日中一時支援や短期入所に対応できていないことは非常に残念なので、その部分を改善しながら今できることを実施するという形で考えている。</p>
<p>岩井委員</p>	<p>ユニバーサル協会というホームページを見てほしい。おもてなしというものがあって、パラリンピック、オリンピックに来日した外国の方のおもてなしの仕方についてなのですが、その中で障がい者を対象とした検定がある。</p> <p>予約も取れない状況ですが、これが私たちの福祉にもつながると思うので検定講習を受けてほしいと思う。受講していただければ私たちのどの障がい者の方にも今一番足りないものが補えると思う。</p>
<p>障がい者支援課長</p> <p>岩井委員</p> <p>障がい者支援課長</p> <p>加藤委員</p>	<p>情報提供ありがとうございます。提供いただいたのは、今回の議題のどこにあたるか。</p> <p>全体的な話になる。</p> <p>頂いた情報を改めて確認したい。</p> <p>障がい者差別についての質問だが、差別に関する相談が2件あったと記載があるが、差支えのない範囲で内容を知りたい。あわせて、資料全体の印象として虐待についての記述がほとんどないが、これは意味があることなのか知りたい。</p>
<p>障がい者支援課長</p>	<p>回答が前後するが、まず虐待の記載が少ない件については、第2次野田市障がい者基本計画が平成24年策定であるため。市</p>

<p>障がい者支援課 相談支援係長</p>	<p>では、障害者虐待防止法成立後すぐに障がい者の虐待に関する相談窓口を設置し、障がい者支援課を窓口としている。</p> <p>また、虐待については1月に市として残念なことがあり、障がいをお持ちの方への虐待についても通報が増えている。1月以降、2桁以上の相談があり、相談を受けたらすぐに現場を確認している。</p> <p>どうしても虐待となると、家族の虐待であれば家族と話さなければならない。施設での虐待であれば施設の事情を聴いて改善策を取らなければならないことから、我々だけでは対応が難しい事例もあり、事業者とも連携して、対策を取っている。</p> <p>2件の差別の事例について、1件目の事例は、保護者の送迎バスへの同乗希望されたものになる。こちらについては、施設の運営規則の中では、保護者の方の同乗については認められないということだった。</p>
<p>加藤委員</p>	<p>次に2件目の事例は、郵便局で起きた事例だったが、視覚障がい者の方が郵便局の窓口に来場した際に、受付番号の番号札を取って待つように案内されたことが、視覚障がいということを知った方が気付かなかったのか、その辺をもう少し配慮する必要があったのではないかという事例だった。</p>
<p>障がい者支援課長</p>	<p>1月の事件以降、市が虐待防止に向け一生懸命取り組んでいると思うが、それらは18歳未満の子供のための施策が中心で行われ、18歳以上の障がい者の方の窓口はと尋ねたら、保健福祉部であるとかつて伺った。</p> <p>市長はいつも障がいのある人もない人も認め合いながら共に生きる共生社会の構築とおっしゃられます。とてもうれしいことですし私たちも協力したいと思っている。あえて厳しいことを言わせてもらうが、これからも危機感をもって支援に取り組んでほしい。</p>
<p>名代委員</p>	<p>御指摘のとおり、我々も危機感をもって取り組む。障がい者支援課の4人のケースワーカーは、通報があった時点で状況を確認して、緊急的な避難が必要であれば市内の事業所とも相談しながら行き場を確保する。その中でも、先ほど話に出た4月以降、地域生活支援拠点事業の中で、緊急短期入所が1床確保できる形となる。そういう部分が安心感につながるのと、とにかく利用者の立場に立ってどうするべきかということを考える。</p> <p>親の会に所属しているが、「まめっ娘」について、「まめっこ」に改称したので、今後修正願いたい。</p> <p>また、まめっこの講演を大人だけでなく子供にも聴いてほしいと考えている。2、3歳のお子さんは障がい者を知らないし、そのようなお子さんに障がいを説明しても、お母さんが見ちゃいけませんなどと腕を引くような対応をしたら、そのお子さんは障がいをそういうものだとして認識してしまう。もしお母さんが子供に正しく障がいについて伝えてもらえれば、そのお子さん</p>

<p>障がい者支援課長</p>	<p>の障がいに対する認識は変わると思う。そのような機会のための活動に取り組めたらと考えている。</p>
<p>加藤委員</p>	<p>「まめっこ」の改称の件については、これ以降新しい表記で対応する。お子さんへのまめっこの講演については、教育委員会、保育課と協議したい。</p>
<p>渡辺会長</p>	<p>57 頁の福祉教育について、令和元年度福祉教育推進校として市内の岩木小学校、岩名中学校、清水高校が県から指定を受けている。この3校には名代委員から発言のあった活動を推進してほしい。また、この協議会には校長先生も特別支援学校の先生もいるので、保健福祉部や教育委員会の垣根を超え協力を願いたい。</p>
<p>渡辺会長</p>	<p>障がい者基本基本計画については、第3次野田市障がい者基本計画が本年度からスタートしておりますので、第2次野田市障がい者基本計画を踏まえて、第3次野田市障がい者基本計画に取り組んでほしい。</p> <p>【議題4 第5期野田市障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画に基づく取組の進捗状況について】</p> <p>第5期野田市障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の進捗状況について事務局から説明願いたい。</p>
<p>障がい者支援課長</p>	<p>=資料に沿って説明=</p>
<p>渡辺会長 小林委員</p>	<p>ただ今の説明及び発言について何か質問はあるか。</p> <p>4 頁の精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の件で、来年度中に協議の場を設置するのとあるが、具体的な内容が決まっていれば教えてほしい。また、地域生活支援拠点の整備に関する事で、この会議中にも出た基幹相談支援センターについて、設置に向けた取組状況を教えてほしい。</p>
<p>障がい者支援課長</p>	<p>精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築における保健、医療、福祉関係者による協議の場についてですが、今年度から小林委員にも尽力いただき江戸川病院が千葉県精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業を受託した。この県事業と市が想定している地域包括ケアシステムについて、同じ目的のために違う協議会を作ってしまうと同じ地域を支える仕組みの中でちょっとずれが生じてしまうこともある。市としては、県の事業と市の事業をどうやってバランスを取るかが課題になっており、来年度末の設置に向けて具体的な内容を検討している段階である。</p> <p>次に地域生活支援拠点事業の基幹相談支援センターにおいては現在、市に基幹相談支援センターは設置されておらず、相談支援員、委託相談支援事業所、当事者相談などが連携している状況である。24 時間の相談支援体制について対応方法をこれから具体的に検討していく。</p> <p>また、事業をいつから開始するかのという質問については、</p>

	<p>来年4月から開設する予定である。基幹相談支援センターについては、本来、市の業務であることから業務委託という形で検討を進めており、地域生活支援拠点の中心となる予定のグループホームに基幹相談支援センターのスペースを設ける予定である。このグループホームについては、社会福祉法人円融会が建設するものである。</p> <p>まだ検討中の段階のため、具体的にはお話しできないが、そのような形式で進めているので、御理解いただきたい。</p>
新井委員	<p>小学校の方でも障がい児支援ということで、放課後等デイサービスの利用者がだんだん増えている。増加理由が、子供の発達につながるのであればいいのですが、場合によっては保護者のお勤めのために預ける場所という認識の保護者がいる部分もあると思う。そのため、1人の子が複数の事業所に通っていて、今日はどこだみたいな、学校でも把握しきれない場合もある。</p>
障がい者支援課長	<p>是非、実績と今後の取組にも書いてあるとおり、子供の発達の支援となるような支援をお願いしたい。</p> <p>国全体でも市でも、ここ数年で急激に放課後等デイサービスの利用は増加しており、いわゆる質の問題も非常に問われている。児童発達支援も放課後等デイサービスも療育をするという目的で設置された事業であることから、市としても、質の強化について野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の子ども部会や通所支援事業所連絡会で取り組んでいる。</p>
加藤委員	<p>また、療育支援の方法について事業所も訪問しながら、その子にあった療育とは何か口頭あるいは文書での指導という形で終わらせない必要がある。また、児童通所支援の利用に当たっては計画書が必要となることから、その子にあった計画を作っていく形になるため、その辺を併せてその子にとって一番いいレスパイトにとどまらない、その子の将来を考えた時にやはり療育をどうしていくべきかを重視して、今後も進めていきたい。</p>
人事課長	<p>障がい者雇用について伺います。以前、野田市の法定雇用率が少し足りなかったというニュースがあった。早急に法定雇用率を達成できるという話だったかと思うが、今現在どのようなを伺いたい。また、その時に知的障がい、発達障がい、そして精神障がいの方の雇用していく方法を検討するという言葉を頂いたと思うが、現状を伺いたい。</p> <p>障がい者雇用については、市長部局の方で満たしていないということがあり、労働局からも最低限を満たすようにという話があったため、その段階で特例認定という認定を受けた結果、最終的に市長部局と教育委員会に合わせて昨年度は1名の不足となり、今年度については法定雇用数26人に対し、実際に雇用しているのが27人となり、法定雇用率2.5%以上のところ、実際の雇用率は2.54%となったことから、今年度については、障がい者雇用率を満たしている状況である。</p> <p>2点目については、身体障がい者はこれまでどおりの採用試</p>

	<p>験を実施しており昨年度を含めて採用がある。</p> <p>また、知的障がいや精神障がいの方については、これまで採用したという実績がないため、今後、採用していかねばならないと考えている。千葉県や近隣市ではチャレンジドオフィスという形態で、知的又は精神障がいの方を一般就労につなげるための訓練の場として1年から3年という期間で雇用している。</p> <p>市では、一般就労への訓練の場ではなく継続的に勤めていただく場として、知的又は精神障がいの方を来年度から会計年度任用職員として雇用すべく検討している段階であり、5月には先進市の視察を行った。現在は制度設計をしており、具体的なことは話せないものの、非常勤ではあるが知的又は精神障がいの方についても継続的に雇用していきたいと考えている。</p>
加藤委員	<p>よろしくお願ひしたい。というのも、千葉県が今般、ざっと400人の障がい者雇用の計画を立案したものの、ハローワークに聴いたところ、それに対応する障がい者がいないとの状況が起こっている話を聞いた。市の取組も早め早めに対応して、募集などをしてもらえると有り難い。</p> <p>また、もう一つ要望がある。地域生活支援拠点にできる短期入所の中で小さいお子さんを預かってほしい。先ほど、医療的ケアのある方についてレスパイト入院の活用などの話があったが、今度できる短期入所では、成人だけを対象としない学齢期の方とかにも対応してほしい。</p>
岩井委員	<p>就労支援について、市では視覚障がい者を雇用していないと思うが、長期的には、障がい者は民間企業ではなく公務員試験を受ける方も増える。現に採用もされている。読書バリアフリー法なども改正され、図書館などでも視覚障がい者の就労できる環境だと思うので、配慮してほしいと思う。</p>
人事課長	<p>視覚障がいのある方については、今まで実施した身体障がい者の採用試験でも特に視覚障害者の方が受けられないものではなく、たまたま採用される方がいなかったが、実は昨年、身体障がい者を対象とした採用試験に視覚障がいのある方が最終的に合格にはなったものの本人が辞退したことで、結果として採用に至らなかったことがあった。今後も身体障がい者について、採用試験を行いたいと考えている。</p>
岩井委員	<p>資料の配布について、ユニバーサルデザインフォントだけでなく、拡大文字などの視覚に障がいのある方に配慮した形で行ってほしい。</p>
障がい者支援課長	<p>要望については伺った。資料配布の方法な別途協議させてほしい。</p>
渡辺会長	<p>ほかに意見がないようなので、第5期野田市障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の進捗に努めてほしい。</p> <p>以上で野田市障がい者基本計画推進協議会を閉会する。</p> <p>午後3時40分閉会</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

